

## 消防活動における重機等による支援に関する応募要領

### 1 公募に付する事項

#### (1) 目的

この重機等による支援は、海部南部消防組合（以下「組合」という。）が行う火災、救助及び救急等の活動又はその他の消防業務において、即時に対応しないと被害が拡大し、又は重大な被害が発生するおそれがあると認められる場合において、組合と支援者が協定を締結し、組合が必要な限度で重機等の支援を得ることを目的とする。

#### (2) 協定の期間

前号の協定期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。なお、この期間満了の日の1か月前までに、組合、支援者いずれかから申し出がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

### 2 応募要件

#### (1) 次の要件に該当すること。

ア 火災、救助及び救急等の活動において迅速な現場活動を行うために組合の要請に対して重機等の支援ができること。

イ 消防業務において重機等を活用しなければ業務が遂行できない場合に組合の要請に対して重機等の支援ができること。

ウ 重機等を現場へ運搬できること。

エ 重機等の操縦者を現場へ派遣できること。

#### (2) 次の要件に該当しないこと。

ア 協定を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者

イ 支援により代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行う者

### 3 応募方法

応募希望者は、令和2年2月12日（水）15時までに、別添「支援申出書」に必要事項を記入し、組合消防課へ持参又は郵送によること。

### 4 選定結果の通知について

応募要件を審査し、組合から支援申出者あてに選定結果を通知する。ただし、応募要件等が合致しない場合、協定を締結しないことがある。

### 5 経費負担

支援者が組合への支援に要した費用は、組合が負担するものとする。こ

の費用の額、支払方法については、組合及び支援者が協議して定めるものとする。

## 6 その他

- (1) 支援申出者は、提出した書類について説明を求められた時はこれに応じなければならない。
- (2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

申込み・問合せ先

海部南部消防組合消防本部 消防課 内山

住 所 〒490-1438

海部郡飛島村大宝五丁目182番地

電話番号 0567-52-3111

F A X 0567-52-3114

メー ル amanambu@ama119.jp

別添

令和 年 月 日

支援申出書

海部南部消防組合消防長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

海部南部消防組合が令和2年1月 日付で公募した「消防活動における重機等による支援」への申し出をします。また、申し出に当たり、次の項目の要件を満たしていることを誓約します。

1 次の要件に該当すること。

- (1) 火災、救助及び救急等の活動において迅速な現場活動を行うために海部南部消防組合の要請に対して重機等の支援ができること。
- (2) 消防業務において重機等を活用しなければ業務が遂行できない場合に海部南部消防組合の要請に対して重機等の支援ができること。
- (3) 重機等を現場へ運搬できること。
- (4) 重機等の操縦者を現場へ派遣できること。

2 次の要件に該当しないこと。

- (1) 協定を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
- (2) 支援により、代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行う者

連絡・送付先住所	(〒 - )
商号又は名称	フリガナ
担当者	所属・役職
	氏名
電話番号	
メールアドレス	